平成２２年（フ）第２２４号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地６棟305号
債務者　吉田美恵子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２号
北九州市小倉北区篠崎４丁目２番５―401号
債務者　藤江　耕一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６３号
北九州市小倉北区室町３丁目３番５―202号
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９５号
北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目５番18号パナハイツ緑ケ丘103
債務者　吉井　明美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４号
奈良市都祁こぶしが丘3906番地の57
債務者　嵜山美奈子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１８２号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目７番15号
債務者　桝本　益美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６号
熊本市小山５丁目１番33号
債務者　佐藤　広子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１号
福島県いわき市平北白土字宮田４番地　市営住宅143、前住所福島県いわき市四倉町細谷字御殿２番地の２
債務者　田邊　孝浩（旧姓新妻）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第６３３号
青森県むつ市川内町川内149番地２
債務者　金田　竜行
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
沖縄県那覇市首里大名町２丁目８番地１　比嘉アパート202
債務者　玉城　直樹
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２１１号
青森県弘前市大字西ヶ丘町３番地10、申立時の住所青森県黒石市寿町４番地
債務者　長内　正憲
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３１６号
青森県平川市金屋中早稲田144番地３
債務者　松田のり子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２５号
青森県弘前市大字城東５丁目５－８　コーポヤマダⅡ101号室、住民票上の住所青森県弘前市大字十面沢字沢田32番地７
債務者　工藤　育美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３０号
青森県弘前市大字松原東３丁目３番地14
債務者　小森　芳子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１３８号
熊本県玉名市伊倉北方2266番地141
債務者　木村　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１３９号
熊本県玉名市伊倉北方2266番地141
債務者　木村　初子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２３号
大阪府守口市菊水通３―16―26、住民票上の住所大阪府守口市八雲北町１丁目18番12号
債務者　髙橋　要次
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部